

## II. 自由で活力ある経済社会創造のための政策

### 1. 高コスト構造是正・活性化のための行動計画

#### (1) 高コスト構造是正・活性化のための諸政策

日本経済の高コスト構造を是正し、産業の活性化を促進するためには、競争阻害的な規制や商慣行を是正し、競争を活発化させ、自由な企業と個人のイニシアティブが十分発揮できるようにしていくことが必要である。また今後、規制緩和を推進する中で、企業と消費者の自己責任原則を確立することが重要であり、そのためにも、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、民間の経済活動についても透明性を向上させるため、行政と企業においてより一層の情報公開を進める必要がある。

##### ① 規制緩和の推進

規制緩和は、競争を活発化させ、日本経済の高コスト構造を是正し、企業の自由な創意工夫を引き出すことによって、新規事業を創出するものである。規制緩和による内外価格差の是正・縮小は、実質所得を増大させて新たな需要を生み、新規事業の創出と相まって雇用を増大させるものである。規制緩和はまた、市場アクセスを改善し、我が国経済を国際的に調和のとれたものにする上でも有効である。

規制については、従来の経緯にとらわれることなく、廃止を含め抜本的に見直すべきである。3年間に前倒しされた「規制緩和推進計画」を踏まえ、以下の5原則で取り組むこととする。

- i 経済的規制については、原則自由・例外規制を基本とする。競争的産業における需給調整の観点から行われている参入・設備規制等については、事業の内容・性格等を勘案しつつ、廃止を含め抜本的に見直す。
- ii 社会的規制については、技術革新等の進展に伴いその意義、必要性が薄れてきたものもあるので、不断の見直しを進め、本来の政策目的に沿った必要最小限なものとするを基本的な考え方とする。なお、安全・健康の確保、環境の保全等の社会的規制等の観点から、どうしても規制等が必要な場合もあるが、その場合にも、必要以上に新規参入等による競争を阻害することのないよう、

直接的規制等の手段を選択するなど、可能な限り競争が行われるような環境を整備する。その際、特にその必要性が認められるもの以外については、規制の国際的整合化を図ることも重要である。

- iii 規制緩和策を計画的に推進するとともに、透明性を確保しつつ、内外からの意見・要望、行政改革委員会の監視結果等を踏まえ、定期的にその見直しを行い、改定する。
- iv 規制の新設は必要最小限にすることを基本方針とし、原則として当該規制を一定期間経過後に見直すこととする。
- v 地方公共団体においても、国・地方を通ずる規制緩和の推進の観点から、規制の見直しを進めることが重要である。

#### ② 競争政策の積極的展開

日本経済における公正かつ自由な競争を一層促進することにより、日本市場をより競争的かつ開かれたものとするの観点から、規制緩和とともに競争政策の積極的展開を図る。このため、競争制限的な行為が行われることのないよう独占禁止法を厳正・的確に運用する。さらに、競争政策の国際的調和の推進を図ることが重要である。個別法による独占禁止法の適用除外カルテル等制度（28法律、47制度）については、平成10年度末までに原則廃止する観点から見直しを行い、平成7年度末までに具体的結論を得る。また、その他の適用除外カルテル等制度についても、引き続き、必要な検討を行う。

再販売価格維持制度について、指定品目の範囲の縮小後の状況等の調査を行い、平成9年度末までに、すべての指定品目（一般用医薬品14品目、小売価格が1,030円以下の化粧品14品目）について、取消しのための所要の手続の実施を図る。医薬品については、現行指定品目に関し、上記調査を行い、調査の結果を踏まえ、平成8年度中に指定取消しのための手続を実施する。また、再販適用除外が認められている著作物について、平成9年度末までにその範囲の限定・明確化を図る。

#### ③ 合理的な商慣行と消費者行動

流通系列化、建値制、リベート制等を利用し、さらに再販売価格維持制度により行うものを含め、メーカーが小売価格の形成等に関与しようとする民間慣行等は価格形成の伸縮性を阻害し、価格を割高で硬直的なものとする傾向があった。またこれは、品質や業態による価格差を生み出しにくく価格選択の幅を狭くする

ため、日本人の消費者行動に、外国に比べ価格感応度が低く、品揃え、ブランドイメージ等を重視することや品質等について極めて要求水準が高いという傾向が観察される要因の一つとなっている。これらがコストを上昇させ、内外価格差の一因になってきた。

このため、規制緩和等を促進することにより、競争阻害的な民間慣行が是正され、価格弾力的な消費者行動が可能となるような環境整備を図る。また、コスト構造や制度面の違い等を含めた広範な内外価格差調査及び要因分析を実施し、その結果を規制緩和に反映させるとともに、調査結果の適宜適切な公表等による情報の一層の提供を行うことにより、情報格差をなくし、事業者、消費者の合理的な行動を促進する。

#### ④ 情報公開、ディスクロージャーの充実

情報を公開し、経済全般の透明性を高めることは、「国民に対してより開かれた政府」の実現に資するものであり、また我が国市場への新規参入をより活性化させ、消費者等の多様な選択をより可能にし、自己責任原則の確立に資するものである。自由で活力ある経済を実現させるため、行政及び民間の経済活動に関して情報公開に努める。

##### i 行政における情報公開等

処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として制定された行政手続法の趣旨を踏まえた行政運営を行う。

行政を一層公正で民主的なものとし、行政に対する国民の信頼を確保する観点から、行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度についての本格的な検討を進める。公共料金の改定に当たっては、公共料金関連事業の内容の透明性を確保し、国民の十分な理解を得よう、情報公開を進める。

国民による公開情報の活用を容易にするため、急速に進歩しつつある情報通信技術の成果を行政分野に積極的に導入し、効率的、効果的な行政の実現を図るよう、行政の情報化に計画的に取り組む。

##### ii 民間におけるディスクロージャー

民間の経済活動に関しても、透明性を向上させるため、金融機関の経営内容や商品・サービスのディスクロージャーや、公益企業等の企業の事業内容、財

務状況、経営方針など企業活動の投資家、利用者に対する適切なディスクロージャーに努めることが必要である。

#### ⑤ 適切な公共料金政策

公共料金等価格規制については、必要最小限のものとしつつ、低廉で良質なサービスの確保を図るため、競争的環境の整備、経営の効率化等の推進に併せ、事業の内容・性格等を勘案しつつ、価格設定の在り方の検討、料金の多様化、弾力化を推進する。

公共料金のうち市場原理を導入できる分野については、競争的環境の整備を図る中で規制緩和を一層推進することとし、その一環として、事業の内容・性格等を勘案しつつ、上限価格制の是非を含め、経営の効率化を促す方策について検討する。

公共料金の改定に当たっては、改定の理由、根拠、具体的な経営の合理化策、物価に及ぼす影響等を十分明らかにする等、公共料金関連事業の内容の透明性を確保し、国民の十分な理解を得よう情報公開を進める。このため、必要に応じ公共料金をとりまく環境の変化に対応しつつ、事業者及び行政機関が公共料金に係る情報提供を推進する際の指針として、各所管省庁において、事業毎にその特性に応じてガイドラインを策定する等の措置を講じる。

また、速やかに円高差益還元を図る。

なお、物価安定政策会議基本問題検討会において、公共料金の価格設定の在り方について平成7年度中を目途に検討結果を取りまとめることとする。

#### (2) 高コスト構造是正・活性化のための行動計画

経済活性化のためには、日本経済の高コスト構造を是正し、産業を活性化する規制緩和について重点的に取り組む必要がある。特に、労働コストや技術面でそれほど大きな違いがないと考えられる欧米諸国との比較で大きな内外価格差が存在することは、国土条件等により分野における差異はあるものの、一般的にはそれだけその分野における生産性上昇の余地が大きいことを意味している。

規制緩和は、競争活性化という間接的な経路を通じて経済に影響を与えるものであり、かつ現実には技術進歩など他の効果とも相まって経済全体の効果となるものである。我が国経済の活性化及び国民生活の豊かさを実現するためには、高コスト構造を是正し、産業の活性化を促進することが焦眉の課題となっている。そのため、規制緩和

和を中心に、競争政策の積極的展開を図るとともに、競争制限的な商慣行を是正し、価格弾力的な消費者行動を可能とすること、情報公開、ディスクロージャーの充実に努めることなどの諸政策を総合した高コスト構造是正・活性化のための行動計画を策定した（別紙参照）。

行動計画においては、コスト削減・活性化に資する目標を設定するとともに、目標達成のために規制緩和、競争政策の積極的展開、商慣行の是正、インフラの整備をはじめとしたコスト削減・活性化に資する政策を示し、可能な限りその実施時期を明示した。なお、目標期間は、原則として平成12年度（2000年度）までとするが、流動的な内外経済情勢の下で行動計画の実効性ある推進を図るため、指標等を用い、毎年、実施状況等を点検する。今後さらに、その他の分野においても、高コスト構造を是正し、産業の活性化を促進するため、必要な場合には行動計画の策定を検討する。

我が国の生産活動や消費生活の各分野に共通する財・サービスを生産する産業において、高コスト構造を是正し、その産業を活性化することは、その産業自体のみならず、各分野のコスト縮減、効率化に大きく寄与するものである。

## 2. 新規事業のための資金供給

新規事業の育成のためには、個人や企業の自由な発想を生かし、効率的で多様な資金調達の方法を講じる必要がある。特に、担保力・信用力は不足しているが、研究開発力等を有する将来有望なベンチャー企業等に対する資金供給について、より一層の円滑化を図ることが課題となっている。

### (1) 新規事業支援のためのベンチャー・キャピタルの機能強化

ベンチャー・キャピタルは、ベンチャー企業への資金供給を行うとともに、経営ノウハウ等の専門的知識やマーケット情報等の様々な情報の提供を行いながら、総合的にベンチャー企業を支援するものである。特に、ベンチャー・キャピタルによる創業・立ち上がり期にある企業への投資を強化することが重要である。

今後、ベンチャー・キャピタルがより有効にその機能を発揮するため、資金源の拡充等により多様な資金を導入することを通じて、ベンチャー・キャピタル自身の財務面での基盤強化を図るとともに、ベンチャー企業の技術やリスクをよりの確に評価できる審査体制を充実させるため、各事業分野における専門的知識等を有する、いわゆる

ベンチャー・キャピタリストを育成する。また、ベンチャー・キャピタルが大学・研究所等との間で情報や技術の交流を行う体制を構築することにより、情報提供等を通じたベンチャー企業への支援体制の充実を図る。

### (2) 公的支援制度の活用

創業・発展期のベンチャー企業や新分野に進出する中小企業への資金供給を円滑に進めるため、これらの企業に対する公的な支援制度を着実に実施するとともに、ベンチャー企業等の多様なニーズの把握に努める。また、これらの制度に関する情報提供等を一層促進し、より利用しやすくする。

### (3) 資本市場を通じた資金調達の円滑化

株式市場や社債市場等の資本市場は、幅広く投資家から資金を集め企業への長期資金の供給を行うという機能を有しており、ベンチャー企業等の株式公開が促進されることにより、公開に至る前段階での資金供給が活発化することも期待される。このため、ベンチャー企業等の資金調達需要に応える観点から、一定の要件を満たす新規事業を実施する企業を対象に店頭特別市場が開設され、さらに同市場の株式公開制度等について、所要の整備が図られたところであり、今後においても、株式市場を通じた資金調達の円滑化が進展することが期待される。また、平成8年1月より、企業が公募社債を発行する際の適債基準等を撤廃する。

なお、これらの措置を実施する際には、投資家の自己責任原則の徹底を図ることが必要であり、公開により資本市場から資金調達することを目指すベンチャー企業等においては、投資家に対してリスク要因も含めた経営内容・財務状況を分かりやすく開示する必要があり、このため出来る限り早い段階から企業会計の重要性を認識し、その整備に努めることが必要である。また、ベンチャー・キャピタル等のベンチャー企業支援機関は、このための啓発を積極的に進めていくべきである。

### (4) 民間金融機関による円滑な資金供給

銀行等民間金融機関は、健全な経済活動に必要な資金を円滑に供給するという役割を持つとともに、企業への情報提供やアドバイス等の面でも重要な役割を果たすことが期待されている。バブル経済の崩壊に伴う資産価格の大幅な低下により増大した金融機関の不良債権については、早期に処理を進める。また、今後とも、自己資本をよ

り一層充実させること等により、企業への円滑な資金供給を行っていくとともに、企業への融資に当たっては、事業内容、成長力等を的確に把握すべく引き続き事業審査能力の向上を図り、知的財産権を担保とした融資に取り組む等、適切な対応を行うことが求められている。

### 3. 科学技術の創造

独創的な研究開発を推進するとともに、科学技術を経済社会において有効に活用することにより、新規産業の創出等を通じた経済フロンティアの拡大を図り、豊かで安心できる暮らしを実現する社会を構築していく。このため、研究開発という知的な創造活動によって得られる技術や知識に加え、研究開発を効果的・効率的に行うことを可能とする種々の資本を含む知的資本の整備を進め、「科学技術創造立国」を目指す。

知的資本の整備にあたっては、フロンティア開拓型の研究開発への移行が求められている現状にかんがみ、官民における研究開発が積極的に進められるよう、研究開発施設・設備、研究情報ネットワークといったハードの側面のみならず、研究経費を確保し、その柔軟かつ効果的な活用を図るとともに、研究開発のインセンティブ付与、競争原理の導入、研究開発成果の市場化等を促進する観点から、国内外における産学官の交流・連携の円滑化、研究開発成果である知的財産の取扱い、研究開発を担う創造的な人材の育成・確保などの制度や仕組みの整備といったソフトの側面を併せて一体的に整備することが必要である。このため、政府は、研究開発基盤の整備や基礎的・独創的研究の実施、独創的な科学技術系人材の育成・確保など民間においては十分な取組が期待できない政策を積極的に実施し、研究開発に係る資源の充実を図るとともに、科学技術系人材の交流・転職等の円滑化や研究開発資金の調達・活用の円滑化、知的財産権の適切な保護強化及び開発者への付与、研究情報の蓄積・流通の促進など研究開発資源の効果的な活用を可能とする制度・仕組みの整備を行う。

#### (1) 知的資本整備の基本的方向

以上を踏まえると、知的資本整備の今後の具体的な方向は以下のとおりである。

##### ① 将来の発展基盤となる知的資産の獲得

研究開発活動によって得られた、知識・情報の蓄積である「知的資産」は、次の世代へと引き継がれ、将来の我が国産業・経済の維持・発展を導くことはもち

ろんのこと、地球的課題の解決、豊かな国民生活の実現を図るための鍵となる重要な役割を果たす。このため、基礎研究など独創的、先端的な研究開発を重点的に推進する。また、経済フロンティアの拡大を目指し、物質・材料、情報通信・電子、ライフサイエンス等の重要研究開発分野の中から、新たな産業の創出につながるものが期待される研究開発を重点的に推進し、我が国の将来の発展基盤となる知的資産の獲得を図る。

##### ② 研究開発インフラ等の整備

研究開発インフラは、研究開発施設・設備等のハードとデータベースやソフトウェアなどのソフトが相乗的にその機能を発揮する性質を有しており、その整備に当たっては両者一体的に整備していくことが必要である。このため、大学や国立試験研究機関を始めとした公的セクターの老朽化・狭隘化・陳腐化した施設・設備の改善を含めたハード型研究開発インフラの強化を図るとともに、研究情報ネットワークの早急な整備、研究開発の基礎となるようなデータ蓄積及びソフトウェアの開発の積極的推進、我が国で実施された研究成果を的確に世界に提供するデータベースの整備等を行う。

##### ③ 研究交流・知的財産制度等研究開発環境の整備

我が国研究開発がフロンティア開拓型へと転換していく中で、研究開発を取り巻く諸制度や仕組みをより自由で競争的なものに変革していくことが必要である。このため、研究開発の効率化のための研究開発現場の競争環境の強化や公的機関の研究開発活動に係る制度・慣行・手続き上の制約の緩和や弾力化、大学・国立試験研究所等における外部資金の導入の促進を図る。また、国際的人材の活用や国際的な共同研究の推進、研究交流制度の拡充及び科学技術系人材が転職等を円滑に行い得る環境の整備、産学官の交流・連携の円滑化のための環境整備、研究開発成果の円滑な事業化を促進する資金調達環境の整備、公的セクターにおいて実施された研究成果の産業界への普及活動の積極化等を推進する。

研究者・技術者の研究開発とその成果の実用化へのインセンティブを高めるためには、研究者個人に研究資金を支援するグラント制度の量的質的拡充や研究者・技術者に対する能力と成果に応じた報酬をベースとした処遇システムの導入の検討等が必要である。また、知的財産制度については、審査処理期間の短縮化、権利付与範囲の適正化、権利侵害の合理的解決策の確立に加え、職務発明に対する補償の適正化等研究開発主体へのインセンティブの付与、知的財産取引の活性化、